

香川県条例第3号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(手数料の額) 第2条 略</p>	<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく事務 別表第1 (2) 略 (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務 別表第3 (4) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）に基づく事務 別表第4 (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく事務 別表第5 (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8) 略 (9) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく事務 別表第9 (10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務 別表第10 (11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく事務 別表第11 (12) 略</p>																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>風俗営業所構造・設備変</td> <td>1件につき<u>9,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～5	略		6	風俗営業所構造・設備変	1件につき <u>9,900円</u>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>風俗営業所構造・設備変</td> <td>1件につき<u>11,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～5	略		6	風俗営業所構造・設備変	1件につき <u>11,000円</u>
種 別	区 分	金 額																	
1～5	略																		
6	風俗営業所構造・設備変	1件につき <u>9,900円</u>																	
種 別	区 分	金 額																	
1～5	略																		
6	風俗営業所構造・設備変	1件につき <u>11,000円</u>																	

更承認申請手数料		
7 略		
8 特例風俗営業 者認定申請 手数料		1件につき <u>13,000円</u>
9～18 略		
19 略		
20～28 略		

備考

1～5 略

6 法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく認定を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の規定に基づく認定に係る特例風俗営業
者認定申請手数料の額については、8の項に定める額から3,000円を減じた額とする。

7・8 略

9 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（以下この表において単に「許可」という。）を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額については、それぞれ19の項(1)又は(2)に定める額から8,700円を減じた額とする。

10～14 略

別表第3（第2条関係）

種別	区分	金額
1・2 略		
3 火薬類 運搬証明		1件につき <u>2,100円</u>

更承認申請手数料		
7 略		
8 特例風俗営業 者認定申請 手数料		1件につき <u>15,000円</u>
9～18 略		
19 特定遊興飲食店 営業許可申請 手数料	(1) 3月以内の期間を限つて営む営業 (2) その他の営業	1件につき14,000円 1件につき24,000円
20～28 略		

備考

1～5 略

6 法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく認定を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の規定に基づく認定に係る特例風俗営業
者認定申請手数料の額については、8の項に定める額から3,300円を減じた額とする。

7・8 略

9 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（以下この表において単に「許可」という。）を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額については、それぞれ19の項(1)又は(2)に定める額から8,000円を減じた額とする。

10～14 略

別表第3（第2条関係）

種別	区分	金額
1・2 略		
3 火薬類 運搬証明		1件につき <u>2,400円</u>

書交付手数料	
4 略	

別表第4（第2条関係）

種 別	金 額
1 質屋営業許可申請手数料	1件につき22,000円
2～5 略	

別表第5（第2条関係）

種 別	金 額
1 略	
2 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	1件につき5,400円
3 略	

別表第6（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1～5 略		
6 略		
7 略		
8 銃砲・ 刀剣類所 持許可証 再交付手 数料		1件につき1,900円
9～15 略		

備考

1・2 略

書交付手数料	
4 略	

別表第4（第2条関係）

種 別	金 額
1 質屋営業許可申請手数料	1件につき25,000円
2～5 略	

別表第5（第2条関係）

種 別	金 額
1 略	
2 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	1件につき4,600円
3 略	

別表第6（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1～5 略		
6 国際競 技参加外 国人銃砲 ・刀剣類 所持許可 申請手 数料		1件につき3,900円
7 略		
8 銃砲・ 刀剣類所 持許可証 再交付手 数料		1件につき2,200円
9～15 略		

備考

1・2 略

合 （イ）（ア）に掲げる場合 以外の場合	1 件につき <u>4,100円</u>
（2）普通自動車免許に係る 試験	
ア 略	
イ 法第97条の2第1項第 3号又は第5号に該当し て同項の規定の適用を受 ける場合	1 件につき <u>1,900円</u>
ウ 法第97条の2第1項の 規定の適用を受けない場 合	
（ア）技能試験を公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合	1 件につき <u>3,350円</u>
（イ）（ア）に掲げる場合 以外の場合	1 件につき <u>2,550円</u>
（3）特定第一種運転免許（ 大型特殊自動車免許、大型 自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許又は牽引免許を いう。以下この表において 同じ。）又は大型特殊自動 車第二種免許若しくは牽引 第二種免許に係る試験	
ア・イ 略	
ウ 法第97条の2第1項の 規定の適用を受けない場 合	
（ア）技能試験を公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合	1 件につき <u>4,050円</u>
（イ）（ア）に掲げる場合	1 件につき <u>2,600円</u>

合 （イ）（ア）に掲げる場合 以外の場合	1 件につき <u>4,400円</u>
（2）普通自動車免許に係る 試験	
ア 略	
イ 法第97条の2第1項第 3号又は第5号に該当し て同項の規定の適用を受 ける場合	1 件につき <u>1,850円</u>
ウ 法第97条の2第1項の 規定の適用を受けない場 合	
（ア）技能試験を公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合	1 件につき <u>3,100円</u>
（イ）（ア）に掲げる場合 以外の場合	1 件につき <u>2,200円</u>
（3）特定第一種運転免許（ 大型特殊自動車免許、大型 自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許又は牽引免許を いう。以下この表において 同じ。）又は大型特殊自動 車第二種免許若しくは牽引 第二種免許に係る試験	
ア・イ 略	
ウ 法第97条の2第1項の 規定の適用を受けない場 合	
（ア）技能試験を公安委 員会が提供する自動車 を使用して受ける場合	1 件につき <u>4,500円</u>
（イ）（ア）に掲げる場合	1 件につき <u>2,950円</u>

	<p>以外の場合</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 イ 略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 略 (イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p>	<p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p> <p>1件につき<u>4,800円</u></p> <p>1件につき<u>4,350円</u></p> <p>1件につき<u>2,900円</u></p>
13 仮運転免許取得者検査手	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を	

	<p>以外の場合</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 イ 略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 略 (イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p>	<p>1件につき<u>1,850円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p> <p>1件につき<u>4,550円</u></p> <p>1件につき<u>4,400円</u></p> <p>1件につき<u>2,850円</u></p>
13 仮運転免許取得者検査手	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を	

数料	受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査	
	ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>6,400円</u>
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,900円</u>
	(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査	
	ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,550円</u>
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,750円</u>
14 再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験	
	ア 法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,400円</u>
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件につき <u>1,900円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る再試験	
	ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車	1件につき <u>2,550円</u>

数料	受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査	
	ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>6,700円</u>
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件につき <u>4,050円</u>
	(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査	
	ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,750円</u>
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件につき <u>3,850円</u>
14 再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験	
	ア 法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1件につき <u>4,650円</u>
	イ アに掲げる場合以外の場合	1件につき <u>2,000円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る再試験	
	ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車	1件につき <u>2,850円</u>

	を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (3) 大型自動二輪車免許又 は普通自動二輪車免許に係 る再試験 ア 法第100条の2第2項 に規定する大型自動二輪 車又は普通自動二輪車の 運転について必要な技能 について行う試験を公安 委員会が提供する自動車 を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (4) 原動機付自転車免許に 係る再試験	1件につき <u>1,750円</u> 1件につき <u>3,100円</u> 1件につき <u>1,650円</u> 1件につき <u>1,000円</u>
15 免許証 交付手数料	(1) 略 (2) 仮運転免許に係る免許 証	1件につき <u>1,150円</u>
16 免許証 再交付手 数料	(1) 略 (2) 仮運転免許に係る免許 証	1件につき <u>1,150円</u>
17 免許証 更新手 数料	(1) 法第101条の2の2第 1項の規定により免許証の 更新の申請をする場合 (2) 略	1件につき <u>2,550円</u>
18 略		
19 認知機 能検査手 数料		1件につき <u>750円</u>
20 認知機 能検査員 講習手 数	(1) 認知機能検査の実施方 法のみに係る講習 (2) (1)に掲げる講習以外	<u>1回につき800円</u> <u>1回につき1,400円</u>

	を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (3) 大型自動二輪車免許又 は普通自動二輪車免許に係 る再試験 ア 法第100条の2第2項 に規定する大型自動二輪 車又は普通自動二輪車の 運転について必要な技能 について行う試験を公安 委員会が提供する自動車 を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (4) 原動機付自転車免許に 係る再試験	1件につき <u>1,950円</u> 1件につき <u>3,300円</u> 1件につき <u>1,750円</u> 1件につき <u>1,050円</u>
15 免許証 交付手 数料	(1) 略 (2) 仮運転免許に係る免許 証	1件につき <u>1,100円</u>
16 免許証 再交付手 数料	(1) 略 (2) 仮運転免許に係る免許 証	1件につき <u>1,100円</u>
17 免許証 更新手 数料	(1) 法第101条の2の2第 1項の規定により免許証の 更新の申請をする場合 (2) 略	1件につき <u>2,500円</u>
18 略		
19 認知機 能検査手 数料		1件につき <u>650円</u>
20 認知機 能検査員 講習手 数		<u>1時間につき700円</u>

料	の講習	
21 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき2,850円 1件につき1,400円
22 技能検定員資格者証交付手数料		1件につき1,150円
23 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1件につき23,400円 1件につき19,500円 1件につき14,700円 1件につき21,500円
24 教習指導員資格		1件につき1,150円

料		
21 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき3,000円 1件につき1,450円
22 技能検定員資格者証交付手数料		1件につき1,100円
23 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1件につき23,100円 1件につき19,650円 1件につき14,500円 1件につき21,700円
24 教習指導員資格		1件につき1,100円

者証交付 手数料		
25 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき <u>14,550円</u> 1件につき <u>11,850円</u> 1件につき <u>9,650円</u> 1件につき <u>12,450円</u>
26 運転経歴証明書交付手数料		1件につき <u>1,100円</u>
27 運転経歴証明書再交付手数料		1件につき <u>1,100円</u>
28 国外運転免許証		1件につき <u>2,350円</u>

者証交付 手数料		
25 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき <u>14,600円</u> 1件につき <u>11,800円</u> 1件につき <u>9,400円</u> 1件につき <u>12,750円</u>
26 運転経歴証明書交付手数料		1件につき <u>1,000円</u>
27 運転経歴証明書再交付手数料		1件につき <u>1,000円</u>
28 国外運転免許証		1件につき <u>2,400円</u>

交付手数料		
29 講習手数料	(1)・(2) 略	
	(3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>1,950円</u>
	(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） ウ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>4,450円</u>
	(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 イ 略	1時間につき <u>3,500円</u>
	(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>2,800円</u>
	(7) 略	
	(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>4,150円</u>
	(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>1,500円</u>
	(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
	(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>

交付手数料		
29 講習手数料	(1)・(2) 略	
	(3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,100円</u>
	(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） ウ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>4,100円</u>
	(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 イ 略	1時間につき <u>3,400円</u>
	(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>2,450円</u>
	(7) 略	
	(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>4,100円</u>
	(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
	(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	1時間につき <u>1,300円</u>
	(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	1時間につき <u>650円</u>

ア～エ 略	
オ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,450円</u>
(11) 略	
(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	1回につき <u>5,100円</u>
イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習	1回につき <u>7,950円</u>

ア～エ 略	
オ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,400円</u>
(11) 略	
(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	1回につき <u>4,650円</u>
イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習	1回につき <u>7,550円</u>

(イ) (ア)に掲げる講習 以外の講習	1回につき <u>5,100円</u>
ウ 小型特殊自動車免許以 外の第一種運転免許又は 第二種運転免許を受けて いる者に対する講習（法 第101条の7第4項の規 定により認知機能検査の 結果に基づいて行うもの に限る。）	1回につき <u>5,800円</u>
エ 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習（法第97条の2第 1項第3号イ、第101条 の4第2項又は第101条 の7第4項の規定により 認知機能検査の結果に基 づいて行うものを除く。）	1回につき <u>2,250円</u>
オ 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習（法第97条の2第 1項第3号イ又は第101 条の4第2項の規定によ り認知機能検査の結果に 基づいて行うものに限る。）	
(ア) 当該認知機能検査 の結果が認知症のおそ れがあることその他の 認知機能が低下してい るおそれがあることを 示すものとして令第43 条第1項の表講習手数 料の項の内閣府令で定 める基準に該当する者 に対する講習	1回につき <u>4,450円</u>

(イ) (ア)に掲げる講習 以外の講習	1回につき <u>4,650円</u>
ウ 小型特殊自動車免許以 外の第一種運転免許又は 第二種運転免許を受けて いる者に対する講習（法 第101条の7第4項の規 定により認知機能検査の 結果に基づいて行うもの に限る。）	1回につき <u>5,650円</u>
エ 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習（法第97条の2第 1項第3号イ、第101条 の4第2項又は第101条 の7第4項の規定により 認知機能検査の結果に基 づいて行うものを除く。）	1回につき <u>2,000円</u>
オ 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習（法第97条の2第 1項第3号イ又は第101 条の4第2項の規定によ り認知機能検査の結果に 基づいて行うものに限る。）	
(ア) 当該認知機能検査 の結果が認知症のおそ れがあることその他の 認知機能が低下してい るおそれがあることを 示すものとして令第43 条第1項の表講習手数 料の項の内閣府令で定 める基準に該当する者 に対する講習	1回につき <u>4,300円</u>

	(イ) (ア)に掲げる講習 以外の講習	1回につき <u>2,250円</u>
	カ 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習（法第101条の7 第4項の規定により認知 機能検査の結果に基づい て行うものに限る。）	1回につき <u>2,350円</u>
	(13) 法第108条の2第1項 第13号に掲げる講習 ア 略 イ アに掲げる場合以外の 場合	1回につき <u>12,500円</u>
	(14) 法第108条の2第1項 第14号に掲げる講習	1時間につき <u>2,000円</u>
30 任意運 転者講習 手数料	法第108条の2第2項に規定 する講習 (1) 略 (2) 令第37条の6の2第1 号に規定する講習で、加齢 に伴って生ずる身体の機能 の低下が自動車の運転に影 響を及ぼしていないと認め られる者に対するもの（任 意高齢者簡易講習） (3) 略	1時間につき <u>1,800円</u>
31 略		

備考

1 略

2 略

審査細目	区 分	減ずる額
------	-----	------

	(イ) (ア)に掲げる講習 以外の講習	1回につき <u>2,000円</u>
	カ 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習（法第101条の7 第4項の規定により認知 機能検査の結果に基づい て行うものに限る。）	1回につき <u>2,400円</u>
	(13) 法第108条の2第1項 第13号に掲げる講習 ア 略 イ アに掲げる場合以外の 場合	1回につき <u>13,200円</u>
	(14) 法第108条の2第1項 第14号に掲げる講習	1時間につき <u>1,900円</u>
30 任意運 転者講習 手数料	法第108条の2第2項に規定 する講習 (1) 略 (2) 令第37条の6の2第1 号に規定する講習で、加齢 に伴って生ずる身体の機能 の低下が自動車の運転に影 響を及ぼしていないと認め られる者に対するもの（任 意高齢者簡易講習） (3) 略	1時間につき <u>1,500円</u>
31 略		

備考

1 略

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
------	-----	------

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,250円</u>
	略	
2 略		
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,500円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,500円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る	<u>2,350円</u>

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,600円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,300円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,250円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400円</u>
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,450円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,950円</u>
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る	<u>2,000円</u>

	技能検定員審査	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	略	

7 略

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 略

	技能検定員審査	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,750円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円

7 略

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	略	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	略	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	略	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	略	

目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,100円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円

5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 略	<u>1,600円</u>
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 略 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,500円</u> <u>1,250円</u>

7 略

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査について

	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,550円</u> <u>1,350円</u> <u>1,300円</u>
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,400円</u> <u>1,300円</u> <u>1,200円</u>

7 略

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査について

は150円を減ずるものとする。

別表第9（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1～6 略		
7 警備員 指導教育 責任者資 格者証書 換え手数 料		1件につき <u>1,800円</u>
8～15 略		
16 機械警 備業務管 理者資格 者証書換 え手数料		1件につき <u>1,800円</u>
17・18 略		

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	1件につき <u>12,000円</u>
2 自動車運転代行業認定証再交付手数料	1件につき <u>1,700円</u>
3 略	

別表第11（第2条関係）

種 別	金 額
1 略	
2 探偵業変更届出証明書交付手数料	1件につき <u>1,600円</u>
3 探偵業届出証明書再交付手数料	1件につき <u>1,100円</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

は100円を減ずるものとする。

別表第9（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1～6 略		
7 警備員 指導教育 責任者資 格者証書 換え手数 料		1件につき <u>2,000円</u>
8～15 略		
16 機械警 備業務管 理者資格 者証書換 え手数料		1件につき <u>2,000円</u>
17・18 略		

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	1件につき <u>13,000円</u>
2 自動車運転代行業認定証再交付手数料	1件につき <u>1,900円</u>
3 略	

別表第11（第2条関係）

種 別	金 額
1 略	
2 探偵業変更届出証明書交付手数料	1件につき <u>1,500円</u>
3 探偵業届出証明書再交付手数料	1件につき <u>1,000円</u>